

オフィスみかん会員規約

第1章 総則

第1条 会員規約

この規約は、株式会社キャトルセゾン（以下「qs」といいます）が提供する「オフィスみかん® 会員を対象としたサービス」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して適用されます。

第2条 用語の定義

この会員規約における用語の定義は、別に定めるものを除き、以下のとおりとします。

（1）「会員規約」とは、qs から本サービスの提供を受けるための規約をいいます。

（2）「会員」とは、qs とオフィスみかん会員契約を締結している者をいいます。

第3条 規約の変更

（1）qs は、この規約を変更する場合は、半年前までに qs 所定の方法により、会員に通知を行うものとします。

（2）会員への申し込み後、別紙にある基本デザインに対して qs 側の都合で変更を行う場合には、会員はその変更費用は負担しないものとします。

第2章 サービス

第4条 サービスの内容

qs は、会員に対し、以下のサービスを提供するものとします。

（1）別に定める使用規定にもとづき、オフィスみかん® の使用を許諾します。

（2）公式ホームページに会員の情報（プロフィール）を掲載します。

（3）qs はオフィスみかん®の価値向上と、会員がオフィスみかん®の活動をするための情報提供に努めます。

第3章 会員

第5条 会員契約の申込

本サービスの会員契約の申込は、この規約を承諾の上、qs 所定の方法により行うものとします。

第6条 申込の承諾

（1）qs は、会員契約の申込に対し、会員契約締結の諾否を決定します。qs が会員契約締結を承諾した場合、申込者は qs の定める期間内に初年度の年会費を支払うものとします。qs が初年度の年会費を受領した時点で、会員契約が成立するものとします。

(2) qs は、次の各号の一に該当する場合には会員契約の申込を承諾しないことがあります。

- ①会員契約の申込時に、事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等を問わない）を申告したことが判明した場合。
- ②申込者が未成年者等法律行為を単独で行なう権限がない者であって、会員契約の申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
- ③その他会員契約の申込を承諾することが、技術上又は qs の業務の遂行上著しい支障があると qs が判断した場合。

第7条 譲渡禁止等

会員は、会員契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供したり等の行為はできないものとします。

第8条 契約事項の変更等

(1) 会員は、企業名・担当者氏名・住所・連絡先等、qs に届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を qs 所定の方法により届け出るものとします。

(2) 前項の届け出がなかったことにより、会員が不利益を被ったとしても、qs は一切責任を負いません。

(3) 会員が qs に変更を届け出るまで、qs から会員に対する通知等は、従来届け出のある氏名・住所に宛てて行えば、当該会員に到達したものとします。

第9条 会員からの解約

会員は、会員契約を解約する場合には、qs 所定の方法により届け出るものとします。

この場合、既に受領した利用料の払い戻し等は、理由の如何を問わず一切行いません。

第4章 会員の義務等

第10条 禁止事項

(1) 会員は本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。

- ①qs、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると qs が判断する行為。
- ②他の会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると qs が判断する行為。
- ③他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為並びにその恐れがあると qs が判断する行為。
- ④他の会員もしくは第三者に不快感、嫌悪感などの悪感情を催すおそれがあると qs が判断する行為。
- ⑤選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為、又は抵触するお

それがあると qs が判断する行為。

⑥上記各号の他、法令、本会員規約、その他本サービス（本サービスに基づき提供される個別のサービスを含む）又はこの会員規約に違反する行為、並びにそのおそれがあると qs が判断する行為。公序良俗に違反するおそれがあると qs が判断する行為。

（3）会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、qs を一切免責するものとします。

第5章 会員資格及び年会費

第11条 会員資格

（1）本サービスの会員期間は、第4条により qs が申込の承諾を行った日の翌月1日から起算して1年間とします。

（2）会員資格は、会員から qs へ、期限満了の1ヶ月前までに退会の申し出がなければ、自動的に1年間更新されます。

第12条 利用料金

（1）本サービスの年会費は、

- a) 年額10,000円（消費税別）の基本年会費
- b) 前年度に「オフィスみかん®」の商標を使用して会員が商品を販売した場合には、販売総額の3%
- c) 前年度に「オフィスみかん®」の商標を使用して会員が景品を制作した場合には、製作費総額の3%

の合計とし、qs の定める方法により支払うものとします。

（2）会員は、会員資格更新を更新する場合（自動的に更新される場合も含む）、更新日の前日までに qs に次年度分の年会費を支払うものとします。

第6章 会員規約違反等への対処

第13条 会員規約違反等への対処

（1）qs は、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、又はその他の理由で qs が必要と判断した場合は、当該会員に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- ①会員規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求します。
- ②会員が発信又は表示する情報を削除することを要求します。
- ③会員が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は閲覧できない状態に置きます。
- ④会員資格を一時停止とし、又は強制退会処分（会員契約の解除を意味し、以

下同様とします。)とします。

(2) 会員は、本条第1項の規定はqsに同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、qsが本条第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、qsを免責するものとします。

(3) 会員は、本条第1項第3号及び第4号の措置は、qsの裁量により事前に通知なく行われる場合があることを承諾します。

第14条 qsからの解除

(1) 前条(会員規約違反等への対処)第1項第4号の措置の他、会員が以下のいずれかに該当する場合は、qsは当該会員に事前に何等通知又は催告することなく、会員資格を一時停止とし、又は強制退会処分とすることができるものとします。

①第5条(申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合。

②会員に対する破産の申立があった場合、又は会員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。

③qsから前条(会員規約違反等への対処)第1項第1号及び第2号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。

④長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、qsの業務が著しく支障を来たした場合。

⑤本サービスの会員資格を更新する場合(自動的に更新される場合を含む)、第12条(利用料金)第2項に定める期限内に支払わない場合。

⑥その他QSが会員として不適当と判断した場合。

(2) 前条(会員規約違反等への対処)第1項第4号又は前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、qsに対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。

(3) 会員が第10条(禁止事項)に違反し、又は本条第1項各号のいずれかに該当することで、qsが損害を被った場合、qsは、会員資格の一時停止又は強制退会処分の有無にかかわらず、当該会員(会員契約を解除された者を含みます。)に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

(4) 会員は、qsが本条第1項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、qsを免責するものとします。

第7章 一般条項

第15条 本サービスの変更、追加、休止又は廃止)

(1) qsは、本サービスの全部もしくは一部をいつでも変更、追加、休止又は廃止することができるものとします。この場合、第3条の規定を準用するものとします。

(2) 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加、休止又は廃止につき、何ら責任を負うものではありません

第16条 個人情報の保護

qs は、会員の個人情報について qs の定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第17条 準拠法

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

第18条

会員と qs との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

第1条 この会員規約は、2013年11月1日から実施します。

第2条 本サービスは、2013年11月1日から開始します。

第3条 第13条の定めにかかわらず、本サービスの開始日前に qs が申込の承諾を行った申込者の会員期間については、2009年10月1日から起算するものとします。

別紙：基本デザイン

(但し、別紙は後日、デザイナーが作成する仕様書に差し替えとする)

・形状

【パターンA】



【パターンB】

